

静岡市地域防災計画

(令和7年1月修正)

火山対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 想定	3
第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	6
第4節 避難計画	8
第2章 災害予防計画（平常時対策）	13
第1節 実施すべき事項（平常時）	13
第2節 情報連絡体制の整備	15
第3節 避難計画の策定等	16
第4節 避難場所、避難所及び避難経路	17
第5節 予防教育及び研修・訓練の実施	17
第6節 避難促進施設	18
第7節 道路啓開体制の整備	19
第3章 災害応急対策	20
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達	20
第2節 避難指示等	20
第3節 市の体制	27
第4節 社会秩序維持活動	27
第5節 陸上交通	28
第6節 避難者の輸送	28
第7節 広域避難路の除灰等	28
第8節 被害拡大防止対策	29
第9節 継続災害対応計画	30
第4章 災害復旧計画	31
第1節 復旧	31

図表一覧

火山対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	予想される噴火現象とその危険性	3
表 1－3	火山現象に関する情報等	7
表 3－1	避難行動要支援者等の避難開始基準	23
図 3－1	広域避難の実施概念図	25
図 3－2	広域避難路	27

第 1 章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」の「火山対策編」として定めるものである。静岡市内における火山災害の予防と火山災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を火山災害から守ることを目的とする。

第 1 節 計画の構成

<計画について>

県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和 3 年 3 月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和 5 年 3 月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、関係機関は、避難基本計画のほか、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対策を検討しておく。

本計画に定めのない事項については、▼「共通対策編」の各計画に基づき実施する。

火山対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 章 総則	この計画の目的、構成、予想される噴火現象等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 災害予防計画 (平常時対策)	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 章 災害応急対策	噴火が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。
第 4 章 災害復旧計画	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
市長公室、総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
市民局		市民
区役所		区
観光交流文化局		観光
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	農政部	農水
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第2節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

1 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

表 1-2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
噴石 (大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。

現象	危険性等
	(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気が閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
融雪型 火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速 30 から 60km となり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) 直ちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速 50 から 60km 以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚 10cm 以上となった溪流において、時間雨量 10mm 程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・ 地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度 5 から 6 弱程度の強

現象	危険性等
	い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速 100km 前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去 1 万年に 2 回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

3 火山災害警戒区地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりであり、本市も指定されている。

火山	都道府県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

- ・レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。
- ・レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。
- ・火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4又はレベル5が発表される。
- ・噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

◇資料編8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

2 その他の噴火現象に関する予報

（1）降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(2) 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

(3) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

表 1-3 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断されるが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表。
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、おおむね 30 分以上継続	噴火が発生した場合に直ちに発表

情報の種類	内容	発表時期
	続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、おおむね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月又は必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの。	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等のほか、火山灰の拡散の予測を記述した情報。 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC: Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第 4 節 避難計画

[危機]

1 噴火現象の影響想定範囲と避難対象エリア

本市では、富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流（※）、降灰による被害が想定されており、その影響想定範囲は◇資料編 9－7 による。

※ 融雪型火山泥流の到達範囲は富士川内で市街には到達しない。

◇資料編 9－7：富士山火山ハザードマップ

なお、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

影響想定範囲と避難対象エリア（本市に該当する避難対象エリアを太枠）

噴火現象	避難対象	説明
大きな噴石、溶岩流、火口形成、火砕流、	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
	第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲
	第 2 次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第 3 次避難対象エリア	溶岩流（1 時間－3 時間）到達範囲
	第 4 次避難対象エリア	溶岩流（3 時間－24 時間）到達範囲

噴火現象	避難対象	説明
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24 時間－7 日間）到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流（7 日間－約 57 日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2 cm 以上）（図 1－2 を参照）
	避難対象エリア	降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲 ※1 ※2 ※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲※1 ※2 ※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが 1 cm 以上の噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	降灰堆積深が 10 cm 以上になると想定される範囲（想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は▼「第3章 災害応急対策」に記す。

（1） 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難（本市の対応を太枠）

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流※ ¹					
			火砕流、大きな噴石、融雪型火山泥流 (事前の避難が必要な区域)※ ²					
			火口形成					
			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	- - 下山・帰宅 (5合目以上)	-	-	-	-	-
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	- - 下山・帰宅	- - 下山・帰宅	-	-
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	- 避難準備 下山・帰宅	-	-
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	- 避難準備 下山・帰宅	- 避難準備 -	- 避難準備 -
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※ ⁵ 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※ ⁵ 避難 入山規制	- 避難準備※ ⁶ -	- 避難準備※ ⁶ -

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型 火山泥流※ ¹	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※ ²	避難対象エリア※ ³	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※ ⁴
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	-	-	-	-	-
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	-	-	-	-

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型 火山泥流※ ¹	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※ ²	避難対象エリア※ ³	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※ ⁴
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	－	－	－	－
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	－	－	－	－
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	－

(2) 噴火状況判明後の避難（本市の対応を太枠）

区分	避難対象者区分	溶岩流					
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
現象の発生	－	溶岩流の流下の場合					
					※7	※7	※8
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 － － 【必要な範囲】※9

区分	避難対象者区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		避難対象エリア ^{※2}	避難対象エリア ^{※3}	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア ^{※4}
現象の発生	-	-	火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難

※¹ 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※² 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※³ 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※⁴ 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※⁵ 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。

※⁶ 必要に応じて避難準備。

※⁷ 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※⁸ 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※⁹ 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

第2章 災害予防計画（平常時対策）

富士山の火山災害予防計画は、富士山の噴火による被害から市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難訓練の実施、市民への周知・啓発などの対策を実施する。

第1節 実施すべき事項（平常時）

〔危機、区、観光、環境、福祉、衛生、農水、建設、教育〕

1 市

（1）情報伝達

- ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備
- ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）
- ・関係機関との情報伝達体制の構築
- ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
- ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）
- ・避難所との連絡体制等の構築
- ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築
- ・住民の安否情報の確認体制や手順等の構築
- ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築

（2）避難計画

- ・観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知
- ・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知
- ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化
- ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画等の策定）
- ・避難対象エリアの住民への周知
- ・避難所施設の指定及びリスト化
- ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定
- ・福祉避難所の把握
- ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
- ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
- ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成
- ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供
- ・関係者と連携した避難支援体制の構築
- ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築

（3）訓練

- ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
- ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
- ・県及び他市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施

（4）教育

- ・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発

(5) 交通

- ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画等の策定）
- ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画等の策定）

(6) 降灰

- ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出
- ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
- ・火山灰の仮置場及び最終処分場（捨て場）の選定

(7) 畜産

- ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）
- ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援

(8) 医療

- ・噴火時等の広域医療救護体制の構築
- ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

2 受入市町（受入市町となった場合）

(1) 広域避難者受入時の実施事項の整理

(2) 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結

(3) 住民の安否情報の確認体制や手順等の構築

(4) 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施

(5) 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上

3 静岡県

(1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務

(2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整

4 国

(1) 火山防災情報の共有化システムの構築

(2) 国内外への情報発信体制の構築

(3) 火山灰の最終処分方法の検討

5 道路管理者

(1) 噴火時等における交通規制方法の事前検討

(2) 除灰作業用資機材の所有状況の把握

(3) 除灰作業計画の策定

(4) 放置車両の撤去方法の検討

6 NEXCO中日本

噴火時等における交通規制の事前検討

7 鉄道事業者

噴火時等における鉄道運行規制の事前検討

8 警察

- (1) 避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- (2) 入山規制実施時の規制箇所の検討

9 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の避難計画の策定
- (2) 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保

10 畜産事業者

- (1) 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討
- (2) 家畜移送計画の策定

11 山小屋組合等

- (1) 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
- (2) 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (3) 施設へのヘルメット等の整備

12 医療機関

- (1) 噴火時等の広域医療救護体制の構築
- (2) 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

13 協議会

- (1) 広域避難路の設定
- (2) 広域避難路の代替路の検討
- (3) 広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

[危機]

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。なお、通信体制フロー図は◇資料編2-8のとおりとする。

◇資料編2-8：富士山火山災害における異常現象の通報体制

住民からの通報体制

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市

実施者	具体的な内容
	町又は警察官に通報する。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
富士山周辺市町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

※富士山周辺市町…富士山周辺 10 市町（静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）を指す。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル 1～3（噴火警戒レベルの内容は◇資料編 8－2）の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

なお、情報伝達体制は◇資料編 2－9 のとおりとする。

◇資料編 8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

◇資料編 2－9：富士山火山災害における協議会内の情報伝達体制

3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

なお、避難に係る情報伝達体制フロー図は◇資料編 2－10 のとおりとする。

◇資料編 2－10：富士山火山災害における避難に係る情報伝達体制

第3節 避難計画の策定等

[危機]

1 市避難計画の策定

市は、避難基本計画及び▼「県地域防災計画 火山災害対策編」に定める事項等を基に市避難計画を策定する。なお、市避難計画は、情報伝達手段、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路等を定めるものとする。

2 市及び県との連携

- ・県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越え

た広域避難等について検討する。

- ・ 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- ・ 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

第4節 避難場所、避難所及び避難経路

[危機]

1 避難場所及び避難所

市は、静岡市富士山火山防災マップ（以下、市火山防災マップ）に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともに必要な対策を行う。

- （1） 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定する。
- （2） 避難場所及び避難所の開設時は、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全確認等を行う。

2 避難経路

市は、市火山防災マップに基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定するとともに必要な対策を行う。

- （1） 住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、噴火現象の危険性等を考慮し、その影響を受けない道路とする。
- （2） 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- （3） 降灰による影響を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- （4） 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

[危機、区、教育]

1 周知・啓発活動

（1） 市

- ア 火山噴火による被害から、市民の生命及び財産を守るため、避難の際に的確な判断や行動ができるよう、火山に関する情報収集の方法、溶岩流等の到達範囲や到達時間、避難施設などを示した市火山防災マップを作成する。
- イ 市火山防災マップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。
- ウ 市火山防災マップを更新した際は、その都度、更新内容について周知を図るとともに、各関係機関等と連携して火山防災知識の周知・啓発を図る。

（2） 県

- ア 市町と協力して、又は教育委員会等との連携により、県富士山ハザードマップ等を活用

し、県民等に対する火山災害及び防災対策について、正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。

イ 観光協会等の関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。

ウ 観光施設等における県富士山ハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。

(3) 静岡地方気象台

火山災害や防災対策等について、県・市町と協力して、正しい知識を県民に対し啓発する。

(4) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所

火山災害及び砂防における減災対策等について、正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対し啓発する。

(5) 教育委員会・学校

火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に取り入れ、火山防災教育の推進に努める。

(6) 協議会

ア 避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。

イ 協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 防災訓練

(1) 基本方針

市は、県や防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携し、噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。

(2) 県による合同訓練の実施

県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。

(3) 市民の火山防災訓練への積極的参加による防災対応力強化

市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第6節 避難促進施設

[危機]

市は、活動火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称及び所在地を地域防災計画に定めることとされているため、協議会の統一基準等を踏まえ、施設指定の必要性を検討

する。

なお、本市においては、協議会の統一基準に該当する対象施設はない。

第 7 節 道路啓開体制の整備

[建設]

道路管理者は、降灰により通行に支障を来たす場合に備えるため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものとする。

- (1) 優先的に啓開を要する道路の選定
- (2) 道路啓開活動要員の確保
- (3) 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに降灰の除去に必要な車両の確保

第3章 災害応急対策

富士山の火山災害応急対策計画は、富士山の噴火による被害から市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難行動の方法、救命救助などの対策を実施するものである。

第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

[危機]

気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報又は噴火予報等が発表された場合の伝達体制は、次のとおりとする。なお、伝達体制フロー図・伝達する情報は、◇資料編2－8のとおりとする。

市、国、県は、市民に対し迅速かつ確実に情報を伝達するため、防災行政無線、サイレン、同報無線、市ホームページ、緊急速報メール等を活用するほか、自主防災組織や報道機関等と連携するなど、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

◇資料編2－8：富士山火山災害における異常現象の通報体制

第2節 避難指示等

[危機]

1 避難の指示

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測された場合、気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル）等を発表するため、市は、避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させる。

（▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画 「1 避難の指示」に準ずる。）

2 警戒区域の設定

- ・市長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。
- ・市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議において協議を行う。
- ・居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。
- ・市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は、「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火状況判明後は、県富士山ハザードマップのドリルマップや国土交通省が作成したリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた県地域防災計画に定める「流下パターン」（◇資料編 9－7）を参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ火山災害警戒（対策）合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

◇資料編 9－7：富士山火山ハザードマップ

警戒区域設定に係る役割

実施者	内容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3 一般住民の段階的な避難等

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と県富士山ハザードマップ及び市火山防災マップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及び必要な避難計画は、避難基本計画及び市避難計画等を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲の検討にあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、避難対象エリア及び県富士山ハザードマップ、市火山防災マップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難は、噴火の情報と富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをもとに避難の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア、また冬期はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示の発表前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

ア 避難指示発表の迅速化

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広い範囲の想定火口による富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発表の迅速性を確保できるようにする。

イ 避難指示の解除検討

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとの避難先及び避難方法は、次の事項を踏まえ検討する。

- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難
- ・第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

4 避難行動要支援者の避難

(1) 避難行動要支援者の早期避難

避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。

(2) 早期避難検討と避難確保計画の策定

特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

(3) 避難開始基準

避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画及び市避難計画等を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

表 3-1 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル 3	第 1 次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル 4	第 2 次及び第 3 次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル 5（噴火前）	第 4 次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第 4 次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

5 人命の救出救助

（▼共通対策編 第 3 章 第 9 節「避難救出計画」に準ずる。）

6 一時帰宅の実施

- ・市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- ・市長は、一時帰宅を行う場合は、火山災害警戒（対策）合同会議（又は協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- ・市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

7 広域避難

溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入れが困難である場合は、市町外への広域避難となる。

受入市町及び県は、避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

(1) 基本的な考え方

ア 広域避難先の調整

- ・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、県及び山梨県、神奈川県や合同会議において調整を行うこととしている。
- ・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第 61 条の 4 に規定する広域避難及び同法第 86 条の 8 に規定する広域一時滞在をいう。

イ 広域避難の協議及び県による助言

- ・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第 61 条の 7 第 1 項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。
- ・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。
- ・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。

ウ 県、国及び全国知事会等を通じた広域避難の受入要請

- ・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(2) 広域避難の基本的な対応と避難先

以下の項目により、広域避難の枠組を定める。

ア 基本的な対応（避難対象地域設定と避難開始）

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の 3 段階での避難を実施する。

(ア) 事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第 1 次避難対象エリア、第 2 次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

(イ) 流下パターンによる避難（噴火開始直後）…(ウ)の避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際にはおおむねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。

複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、おおむね 24 時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

(ウ) ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

イ 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の一对一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定め、以下の条件を考慮した。

- ・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。
- ・溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない）
- ・山体周囲に位置する東麓地域 3 市町、西麓地域 2 市の相互協力による受入れ。

(3) 広域避難先の枠組み

ア 想定される溶岩流（流下パターン・ドリルマップ等）毎の避難対象区域

- ・想定される溶岩流に対する対象地区の区割り（町丁目、自主防災会等）と避難者数は

避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。

- ・発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時（噴火後）に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。
- ・このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容にとどめ、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

イ 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（広域避難）へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地（広域避難）を設ける。

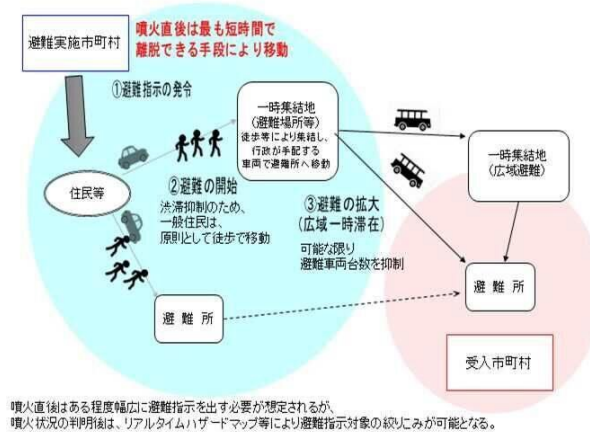


図 3-1 広域避難の実施概念図

避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地（広域避難）の開設と運営を依頼する。なお、一時集結地（広域避難）の開設予定地は▼「県地域防災計画資料編Ⅱ（13-4-4）」のとおりとし、発災時に避難規模等に応じて開設する。

ウ その他

（ア） 県外避難に関する調整

県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。

（イ） バス協会との協定に基づく災害時の対応

県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。

※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」（H21.10.29締結）

3県が連携して「避難施設の調整や避難者の輸送等に関すること」に取り組むと規定

（4） 広域避難先の事前調整

ア 受入避難所

- ・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。
- ・受入可能人数の算定は、今後県と調整する。
- ・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用するこ

とができるものとする。

- ・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設（公民館等）は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。

イ 避難所の開設期間

- ・避難所の開設期間（避難者の受入期間）は、原則として1か月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、県地域防災計画共通対策編に基づき、他の都道府県と協議を行う。

ウ 応急仮設住宅の提供等

- ・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

エ 避難所の運営及び費用負担等

- ・避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。
- ・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、避難実施市町が調達する等）こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）。

（5） 避難実施市町の行政機能の支援について

受入市町は、以下の用途のため、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等のあっせんを行う。

- ・避難実施市町の代替庁舎
- ・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置

（6） 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

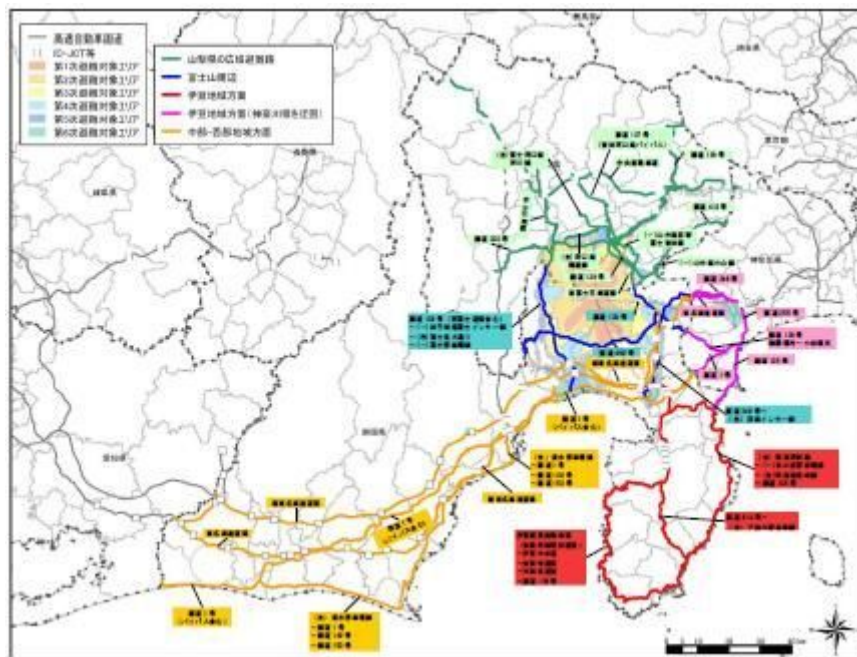


図 3-2 広域避難路

第3節 市の体制

[危機]

1 配備体制

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

2 災害対策本部の設置

(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2)静岡市災害対策本部」に準ずる。)

3 協議会（又は合同会議）

- ・協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを引き上げたとき、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。
- ・噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。
- ・市災害対策本部は、協議会（又は合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（又は合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

第4節 社会秩序維持活動

[危機、総務]

1 警察

警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

2 市

市は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同報無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第5節 陸上交通

[建設]

- (1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障を来たすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- (2) 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、市、警察、報道機関等を通じ交通規制等の内容について、広報の徹底を図る。
- (3) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路などの応急対策を行う。

第6節 避難者の輸送

[危機]

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

また、市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第7節 広域避難路の除灰等

[環境、建設]

市及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

1 基本的な考え方

- ・道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

- ・道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第 76 条の 6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

2 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスweeper）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

3 除灰作業計画の策定

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- ・降灰状況の把握体制
- ・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・調達可能な除灰作業用資機材の把握
- ・優先除灰路線の設定
- ・人員、資機材投入パターンの検討
- ・資機材用の燃料確保
- ・一時仮置場の設定
- ・輸送ルートの設定
- ・最終処分方法、処分場所の決定

4 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第 8 節 被害拡大防止対策

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

1 市

公共施設等に堆積した降灰の除去

2 市民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第9節 継続災害対応計画

[危機、建設]

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行う。

- (1)警戒基準雨量の見直し
- (2)警戒避難体制の確立
- (3)降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「▼第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図る。

第1節 復旧

[危機、総務、衛生、商工]

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

ア 応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、市ホームページ、SNS等各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長（本部長）等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアル

を速やかに見直し、関係機関に周知する。